

個人情報ファイル簿（単票）

【課名・係名】町民税務課 住民係

個人情報ファイルの名称	住民基本台帳ファイル	
行政機関等の名称	五霞町長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	町民税務課	
個人情報ファイルの利用目的	住民情報の管理	
記録項目	1 氏名 2 住所 3 生年月日 4 性別 5 世帯主 6 続柄 7 住所を定めた日 8 届出年月日 9 本籍 10 筆頭者 11 前住所 12 転出先住所 13 住民票コード 14 個人番号 15 外国人住民の在留カード等の番号 16 在留期限 17 在留資格 18 国籍・地域	
記録範囲	住民登録者	
記録情報の収集方法	本人、代理人	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	－	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 五霞町総務課	
	(所在地) 〒306-0392 茨城県猿島郡五霞町小福田 1162 番地 1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	住民票の記録内容について、住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 14 条第 2 項に基づき訂正の申し出ができる。	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	－	
備考		

作成日（最終修正日）：令和 7 年 4 月 1 日

個人情報ファイル簿（単票）

【課名・係名】町民税務課 課税係

個人情報ファイルの名称	住民税システム	
行政機関等の名称	五霞町長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	町民税務課	
個人情報ファイルの利用目的	住民税の賦課徴収事務、並びに所得・課税証明書の交付事務を行うため	
記録項目	1 賦課情報（氏名、住所、生年月日）2 所得情報（給与・年金・事業・譲渡等の所得情報）3 所得控除情報（社会保険料・生命保険料・医療費・寄附金・扶養・住宅借入金等の控除情報、申告区分）	
記録範囲	住民税の納税義務者	
記録情報の収集方法	本人、税務署	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	税務署、他市町村税務課	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）五霞町総務課	
	（所在地）〒306-0392 茨城県猿島郡五霞町小福田 1162 番地 1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル ☒ 無有 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施なし）	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

作成日（最終修正日）：令和 7 年 4 月 1 日

個人情報ファイル簿（単票）

【課名・係名】町民税務課 課税係

個人情報ファイルの名称	固定資産税システム	
行政機関等の名称	五霞町長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	町民税務課	
個人情報ファイルの利用目的	土地家屋償却資産評価及び賦課徴収事務・固定資産税関係証明書発行事務を行うため	
記録項目	1 所有者情報（氏名、住所、生年月日） 2 土地家屋償却資産情報（土地家屋所在地、現況地目、台帳地目、現況地積・床面積、台帳地積・床面積、家屋構造、建築年、家屋用途、都市区分、償却資産種類、取得価格 評価額根拠、評価額、課税標準額）	
記録範囲	土地家屋償却資産の所有者	
記録情報の収集方法	本人、法務局	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	税務署、県税事務所	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）五霞町総務課	
	（所在地）〒306-0392 茨城県猿島郡五霞町小福田 1162 番地 1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施なし）	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

作成日（最終修正日）：令和 7 年 4 月 1 日

個人情報ファイル簿（単票）

【課名・係名】町民税務課 課税係

個人情報ファイルの名称	軽自動車税システム	
行政機関等の名称	五霞町長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	町民税務課	
個人情報ファイルの利用目的	軽自動車税賦課調定事務・原付及び小型特殊自動者の標識交付事務を行うため	
記録項目	1 所有者情報（氏名、住所、生年月日） 2 使用者情報（氏名、住所、生年月日） 3 車両情報（車種名、標識番号、車名、車体番号、型式、年式、型式認定番号、原動機の型式、総排気量、形状、用途、交付年月日）	
記録範囲	軽自動車の所有者	
記録情報の収集方法	本人及び代理人、軽自動車検査協会	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	税務署、県税事務所、軽自動車検査協会、地方税共同機構	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）五霞町総務課	
	（所在地）〒306-0392 茨城県猿島郡五霞町小福田 1162 番地 1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施なし）	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

作成日（最終修正日）：令和 7 年 4 月 1 日

個人情報ファイル簿（単票）

【課名・係名】町民税務課 会計・収納係

個人情報ファイルの名称	収納消込システム（町税等）	
行政機関等の名称	五霞町長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	町民税務課	
個人情報ファイルの利用目的	徴税収納管理事務・納税証明交付事務・国保税収納管理事務・手数料徴収事務・執行停止等事務を行うため	
記録項目	1 納付者情報（氏名、住所、生年月日） 2 納付情報（納付税目、納付金額） 3 督促手数料等情報（督促金額） 4 執行停止者、不納欠損者情報（執行停止、不納欠損税目、金額）	
記録範囲	住民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税の納付者	
記録情報の収集方法	各銀行からの納付データ	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	税務署、県税事務所	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）五霞町総務課	
	（所在地）〒306-0392 茨城県猿島郡五霞町小福田 1162 番地 1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施なし）	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

作成日（最終修正日）：令和 7 年 4 月 1 日

個人情報ファイル簿（単票）

【課名・係名】町民税務課 会計・収納係

個人情報ファイルの名称	滞納整理システム（町税等）	
行政機関等の名称	五霞町長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	町民税務課	
個人情報ファイルの利用目的	町税等の納整理事務・督促事務を行うため	
記録項目	1 滞納者情報（氏名、住所、生年月日） 2 滞納情報（滞納税目、滞納金額、延滞金額） 3 納付情報（納付税目、納付金額） 4 相談内容（納付約束等） 5 処分状況（差押財産、差押金額）	
記録範囲	滞納者	
記録情報の収集方法	本人	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	税務署、県税事務所、他市町村徴収担当課	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）五霞町総務課	
	（所在地）〒306-0392 茨城県猿島郡五霞町小福田 1162 番地 1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施なし）	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

作成日（最終修正日）：令和 7 年 4 月 1 日

個人情報ファイル簿（単票）

【課名・係名】町民税務課 保険係

個人情報ファイルの名称	国民年金システム	
行政機関等の名称	五霞町長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	町民税務課	
個人情報ファイルの利用目的	国民年金法の規定に従い、国民年金の事務を行うため	
記録項目	1 住民記録情報（基礎年金番号、氏名、生年月日、性別、住所等）2 住民税課税情報（収入、所得等）3 国民年金加入履歴・給付状況	
記録範囲	国民年金の加入者	
記録情報の収集方法	本人又は代理人、住民基本台帳システム（住民情報）、住民税システム（所得情報）	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	厚生労働大臣、日本年金機構	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）五霞町総務課	
	（所在地）〒306-0392 茨城県猿島郡五霞町小福田 1162 番地 1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号（電算処理ファイル）	法第 60 条第 2 項第 2 号（マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施なし）	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

作成日（最終修正日）：令和 7 年 4 月 1 日

個人情報ファイル簿（単票）

【課名・係名】町民税務課 保険係

個人情報ファイルの名称	国民健康保険（資格）システム	
行政機関等の名称	五霞町長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	町民税務課	
個人情報ファイルの利用目的	被保険者資格等の認定・療養の給付・第三者行為等求償・出産一時金・高額療養費貸付・特定健診に関する事務	
記録項目	1 国保番号 2 資格者情報（基本コード、個人番号、氏名、カナ氏名、生年月日、性別、続柄、住所、資格区分、資格適用日、資格喪失日、住民でなくなった日/事由） 3 証交付情報 4 負担区分 5 基礎額 6 送付先情報 7 マイナ保険証 8 特定 9 特例（失業） 10 旧被扶養者 11 確認書等有効期限	
記録範囲	五霞町に住所を有する者、五霞町外在住で五霞町国民健康保険の資格を持つ者	
記録情報の収集方法	本人又は代理人、住民基本台帳システム（住民情報）、住民税システム（所得情報）	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	茨城県国民健康保険団体連合会	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）五霞町総務課	
	（所在地）〒306-0392 茨城県猿島郡五霞町小福田 1162 番地 1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施なし）	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

作成日（最終修正日）：令和 7 年 4 月 1 日

個人情報ファイル簿（単票）

【課名・係名】町民税務課 課税係

個人情報ファイルの名称	国民健康保険（賦課）システム	
行政機関等の名称	五霞町長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	町民税務課	
個人情報ファイルの利用目的	国民健康保険賦課事務とその付帯事務を行うため	
記録項目	1 住民記録情報（被保険者番号、氏名、生年月日、性別、住所等） 2 住民税課税情報（収入、所得等） 3 課税・納税額 4.資格情報 5.証交付状況	
記録範囲	五霞町に住民票がある者 五霞町外在住で五霞町国民健康保険の資格を持つ者	
記録情報の収集方法	本人又は代理人、住民基本台帳システム（住民情報）、住民税システム（所得情報）	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	証交付状況	
記録情報の経常的提供先	茨城県国民健康保険団体連合会	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）五霞町総務課	
	（所在地）〒306-0392 茨城県猿島郡五霞町小福田 1162 番地 1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施なし）	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

作成日（最終修正日）：令和 7 年 4 月 1 日

個人情報ファイル簿（単票）

【課名・係名】町民税務課 保険係

個人情報ファイルの名称	後期高齢者医療（資格）システム	
行政機関等の名称	五霞町長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	町民税務課	
個人情報ファイルの利用目的	後期高齢者医療事務とその付帯事務を行うため	
記録項目	1 住民記録情報（被保険者番号、氏名、生年月日、性別、住所等） 2 住民税課税情報（収入、所得等） 3 課税・納税額 4 心身の機能障害	
記録範囲	五霞町に住民票がある者 県外の施設に入所し、五霞町で被保険者資格を管理している者	
記録情報の収集方法	本人又は代理人、住民基本台帳システム（住民情報）、住民税システム（所得情報）	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む(心身の機能障害)	
記録情報の経常的提供先	茨城県後期高齢者医療広域連合	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 五霞町総務課	
	(所在地) 〒306-0392 茨城県猿島郡五霞町小福田 1162 番地 1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

作成日（最終修正日）：令和 7 年 4 月 1 日

個人情報ファイル簿（単票）

【課名・係名】町民税務課 課税係

個人情報ファイルの名称	後期高齢者医療（賦課）システム	
行政機関等の名称	五霞町長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	町民税務課	
個人情報ファイルの利用目的	後期高齢者医療保険賦課事務とその付帯事務を行うため	
記録項目	1 住民記録情報（被保険者番号、氏名、生年月日、性別、住所等） 2 住民税課税情報（収入、所得等） 3 課税・納税額 4 心身の機能障害	
記録範囲	五霞町に住民票がある者 県外の施設に入所し、五霞町で被保険者資格を管理している者	
記録情報の収集方法	本人又は代理人、住民基本台帳システム（住民情報）、住民税システム（所得情報）	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む(心身の機能障害)	
記録情報の経常的提供先	茨城県後期高齢者医療広域連合	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 五霞町総務課	
	(所在地) 〒306-0392 茨城県猿島郡五霞町小福田 1162 番地 1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

作成日（最終修正日）：令和 7 年 4 月 1 日

個人情報ファイル簿（単票）

【課名・係名】町民税務課 保険係

個人情報ファイルの名称	医療費助成システム	
行政機関等の名称	五霞町長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	町民税務課	
個人情報ファイルの利用目的	医療費助成事務とその付帯事務を行うため	
記録項目	1 住民記録情報（受給者番号、氏名、生年月日、性別、住所等） 2 住民税課税情報（収入、所得等） 3 健康保険証記号・番号 4 心身の機能障害	
記録範囲	医療費助成の対象者、被扶養者	
記録情報の収集方法	本人又は代理人、住民基本台帳システム（住民情報）、住民税システム（所得情報）	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む（心身の機能障害）	
記録情報の経常的提供先	茨城県国民健康保険団体連合会、 茨城県社会保険診療報酬支払基金	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）五霞町総務課	
	（所在地）〒306-0392 茨城県猿島郡五霞町小福田 1162 番地 1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施なし）	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

作成日（最終修正日）：令和 7 年 4 月 1 日

個人情報ファイル簿（単票）

【課名・係名】町民税務課 住民係

個人情報ファイルの名称	戸籍簿・除籍簿・改製原戸籍簿及び附票	
行政機関等の名称	五霞町長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	町民税務課	
個人情報ファイルの利用目的	戸籍・除籍・改製原戸籍及び附票が必要な場合	
記録項目	1 本籍 2 筆頭者氏名 3 戸籍編製日 4 改製日 5 改製事由 6 消除日 7 転籍日 8 従前本籍 9 氏変更日 10 氏変更の事由 11 住所 12 従前の記録 13 氏 14 送付を受けた日 15 受理者 16 新本籍 17 行政区画の変更 18 氏名 19 生年月日 20 父 21 母 22 続柄 23 養父 24 養母 25 出生地 26 届出日 27 届出人 28 婚姻日 29 配偶者氏名 30 従前戸籍 31 縁組日 32 養親の戸籍 33 離婚日 34 死亡日 35 死亡時分 36 死亡地 37 届出日 38 届出人 39 入籍日 40 入籍事由 41 親権事項 42 称する氏 43 認知 44 失踪 45 未成年後見 46 国籍留保・取得・喪失・選択 47 養子縁組 48 養子離縁 49 姻族関係終了 50 帰化 等	
記録範囲	戸籍関係届書を届けた者、又は附票については住所異動者	
記録情報の収集方法	本人、直系尊属、直系卑属、配偶者、利害関係人、公用請求により官公署等	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 五霞町総務課	
	(所在地) 〒306-0392 茨城県猿島郡五霞町小福田 1162 番地 1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

作成日（最終修正日）：令和 7 年 4 月 1 日